



横浜市業務継続計画（BCP）【地震編】

—平成 29 年度修正版—

平成 30 年 4 月

横 浜 市

【 目 次 】

| | | |
|----------|-----------------------|-------------|
| 1 | 基本的事項 | p.1 |
| 1.1 | 背景 | p.1 |
| 1.2 | 計画の概要と構成 | p.2 |
| 1.3 | 防災計画との関係 | p.4 |
| 1.4 | 業務継続計画の基本方針 | p.5 |
| 1.5 | 計画の適用及び解除 | p.6 |
| 1.6 | 計画の運用 | p.9 |
| 1.6.1 | 運用体制 | |
| 1.6.2 | 組織への定着 | |
| 1.6.3 | 計画の修正 | |
| 2 | 想定する地震と被害の想定 | p.11 |
| 2.1 | 想定する地震（元禄型関東地震） | p.11 |
| 2.2 | 建物及び人的被害の想定 | p.12 |
| 2.3 | ライフラインへの被害の想定 | p.12 |
| 2.4 | 都市基盤施設等への被害の想定 | p.12 |
| 2.4.1 | 道路施設 | |
| 2.4.2 | 港湾施設 | |
| 2.4.3 | 河川施設 | |
| 2.5 | 市役所機能に及ぼす被害の想定 | p.13 |
| 2.5.1 | 施設関係 | |
| 2.5.2 | ネットワーク及びライフライン関係 | |
| 2.6 | 職員の参集予測 | p.16 |
| 2.6.1 | 概要 | |
| 2.6.2 | 参集予測 | |
| 3 | 本市が実施する非常時優先業務 | p.18 |
| 3.1 | 概要 | p.18 |
| 3.2 | 非常時優先業務(優先度の高い通常業務) | p.21 |

| | | |
|----------|-------------------------------|-------------|
| 4 | 優先度の高い通常業務を実施するための対応行動 | p.23 |
| 4.1 | 人員体制 | p.23 |
| 4.2 | 庁舎及び庁舎設備 | p.24 |
| 4.2.1 | 庁舎 | |
| 4.2.2 | 移動・運搬 | |
| 4.2.3 | 空調 | |
| 4.2.4 | オフィス家具・備品類 | |
| 4.3 | 通信設備 | p.28 |
| 4.4 | 情報システム | p.28 |
| 4.5 | インフラ関係 | p.29 |
| 4.5.1 | 電力 | |
| 4.5.2 | 上水道 | |
| 4.5.3 | 下水道（トイレ） | |
| 4.6 | 備蓄 | p.30 |
| 4.6.1 | 食料・飲料水、生活用品、消耗品等 | |
| 4.6.2 | 燃料 | |
| 5 | 業務継続力向上のための中・長期的な対策 | p.32 |
| 5.1 | 人員体制 | p.32 |
| 5.2 | 庁舎及び庁舎設備 | p.32 |
| 5.2.1 | 庁舎 | |
| 5.2.2 | 移動・運搬 | |
| 5.2.3 | オフィス家具・備品類 | |
| 5.3 | 通信設備 | p.34 |
| 5.4 | 情報システム | p.34 |
| 5.5 | インフラ関係 | p.34 |
| 5.5.1 | 電力 | |
| 5.5.2 | 上水道 | |
| 5.5.3 | 下水道（トイレ） | |
| 5.6 | 備蓄 | p.35 |
| 5.6.1 | 食料・飲料水、生活用品、消耗品等 | |
| 5.6.2 | 燃料 | |
| 5.7 | 外部事業者 | p.36 |

1 基本的事項

1.1.1 背景

中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月）」及び「首都直下地震応急対策活動要領（平成 18 年 4 月）」においては、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生ずるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は、首都中枢機能の継続性確保のための計画を策定することとされた。これにより、首都直下地震に対応した業務継続計画が全ての中央省庁（本省）で策定され、地方局においても策定が進められた。

また、地方公共団体に対しては、総務省の「地方公共団体における ICT¹部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（平成 20 年 8 月）」や、内閣府（防災担当）の「地震発災時における地方自治体の業務継続の手引きとその解説第 1 版（平成 22 年 4 月）」をはじめ、国が業務継続計画の策定に向けた取組を支援しており、全国各地で業務継続計画の策定が進められてきた。

なお、平成 25 年 12 月に出された中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において、政府全体としての業務継続体制の構築や、業務継続のための執行体制の確保などについて、引き続きその重要性が指摘されている。

1.1.2 本市の策定趣旨

本市における震災対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、災害対策基本法に基づく「横浜市防災計画（震災対策編）」（以下「防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画としている。

一方で、市民生活に密着した行政サービスを提供する基礎自治体として、災害対応中であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務（優先度の高い通常業務）については、継続して実施することが求められていることから、地震の影響により市役所機能が低下する場合であっても欠くことのできない業務を継続させ、また早期に復旧させるための事前対策として、「横浜市業務継続計画（BCP）【地震編】」（以下「業務継続計画」という。）を策定している

1.1.3 防災計画の修正に基づく平成 25 年度修正

本市の防災計画については、「東日本大震災」の教訓を踏まえてより一層の被害の軽減を目指す「減災」に向けた取り組みを強化し、人命を守ることを最優先とした対策を進めるため、平成 25 年 3 月に修正した。これを受け、本計画を修正した。

修正の主なポイントは以下に示すとおりである。

- (1) 市本部長が一律に統制する計画として明確化

¹ ICT : Information and Communication Technology の略で、情報通信技術一般の総称をいう。

ア 区の通常業務の再開時期を 18 区で統一する。

イ 市本部長が、被害状況、本市の災害対応状況、区本部のニーズなどをもとに計画の適用を決定し、全市一律で統制する。

ウ 計画の方針、各区局の業務を 1 つの計画で集約する。

(2) 発災から72時間の考え方を反映

応急対策の基本である、「発災後 72 時間は極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先する」考え方にに基づき、通常業務の再開を原則 4 日目以降とした。

(3) その他

ア 想定する地震を「元禄型関東地震」に修正するとともに、津波の想定地震を「慶長型地震」とし、区役所等の代替施設などについて記載する。

イ 機構改革に伴う修正など時点修正する。

1.1.4 平成 29 年度修正

機構改革に伴う修正を中心に時点修正する。

1.2 計画の概要と構成

1.2.1 概要

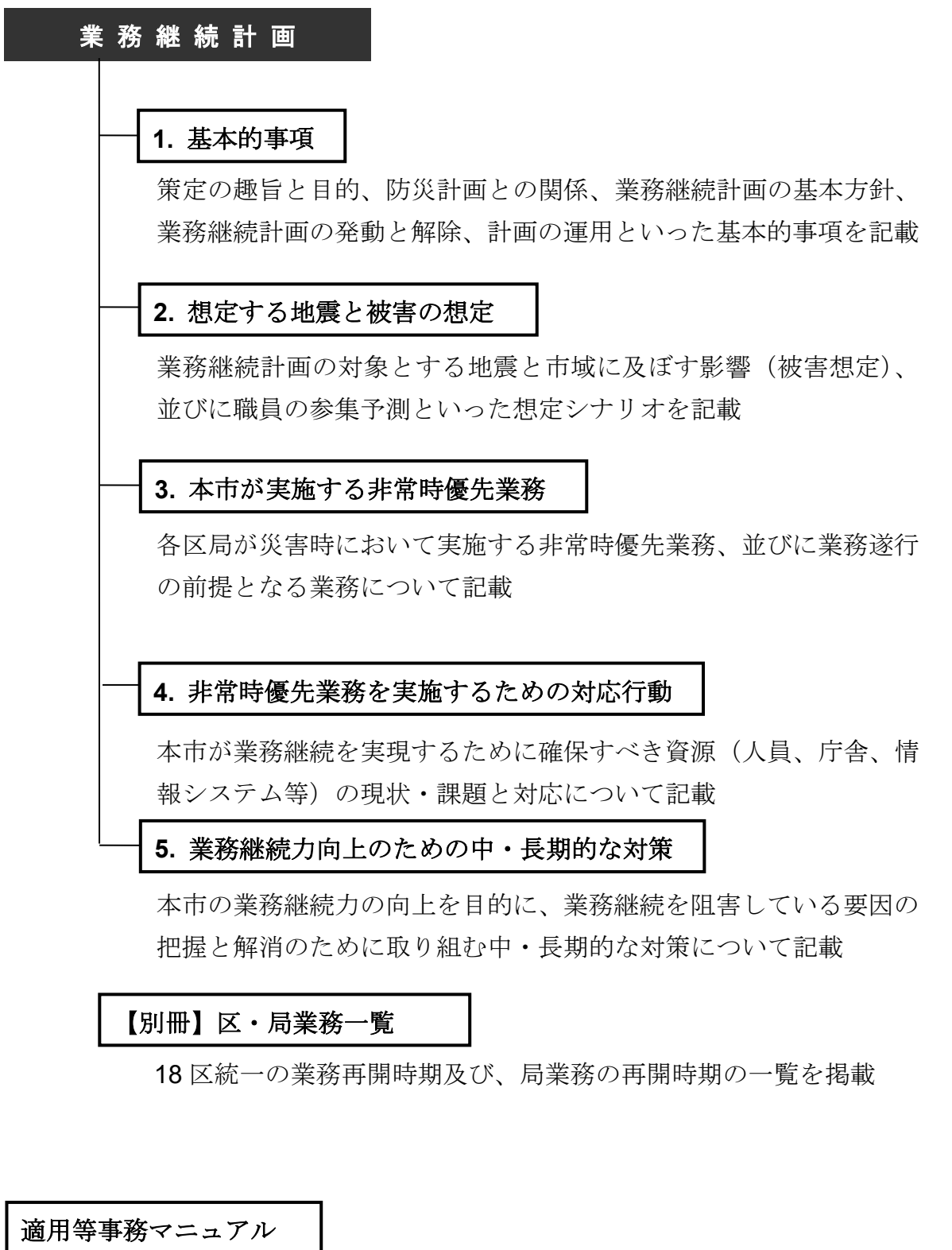
業務継続計画は、通常業務の内、発災後 1 か月以内に継続・復旧すべき「優先度の高い通常業務」を抽出し、再開の優先度を示すものである。また、「優先度の高い通常業務」以外の通常業務については、計画の適用が解除されるまで休止することを前提としている。

1.2.2 構成

本市の業務継続計画は、基本方針や計画の適用及び解除など、また 18 区統一の業務再開時期及び各局の業務の再開時期の一覧により構成する。

なお、優先度の高い通常業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、具体的な実施方法等を示したマニュアル類を作成する。

【図表 1】 業務継続計画の構成



適用、解除の手続きや、本部会議、記者発表等の各種様式を定めたマニュアル

1.3 防災計画との関係

「防災計画」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、横浜市防災会議が策定する法定計画であって、本市、防災関係機関、事業者及び市民が震災への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、「業務継続計画」は、災害対応中であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務（優先度の高い通常業務）を継続・早期復旧させるための手順等について定める本市の独自計画である。

【図表 2】 防災計画と業務継続計画の比較

| | 防災計画 | 業務継続計画 |
|------|--|--|
| 位置づけ | 震災対策に関する総合的かつ基本的な性格を有する計画 | 通常業務復旧のための実行計画 |
| 策定組織 | 横浜市防災会議 | 横浜市危機管理推進会議 |
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市 ・防災関係機関等（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等） ・事業者 ・市民 | 本市 |
| 計画期間 | 予防～応急対策、復旧・復興 | 発災から 1 か月間 |
| 視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の人的・物的被害は想定されているが、行政の個別の被害想定はされていない ・対応すべき対策を漏れなく記載 ・実施する応急対策は、災害の実態により変化する | <ul style="list-style-type: none"> ・行政自体にも甚大な被害があることが前提 ・非常時の優先業務を絞り込む ・業務の目標開始時間やレベル等をあらかじめ定める |
| 規定業務 | 予防業務 | |
| | 応急対策業務 | |
| | 復旧・復興業務 | |
| | | 優先度の高い通常業務 |

1.4 業務継続計画の基本方針

大規模地震発生時における市としての責務を全職員が共有し、全うするため、以下に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

1

大地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、応急対策業務及び優先度の高い通常業務の遂行に全力を挙げること。

本市は、大規模地震という不測の事態であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい行政サービスや、災害復旧のため重要な業務（行政サービス）については継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模地震の発生にあっては、行政も例外なく被災し、人員、庁舎など、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、災害対応中であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務（優先度の高い通常業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

2

優先度の高い通常業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。

優先度の高い通常業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する必要のある業務であるから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため、各区局は、大規模地震の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

3

想定される大規模地震の発災に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取組としては、「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

まず、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に向けては、短期的で、区局が単独で取り組める対策だけではなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定

されることから、全庁的な体制により解消に向けた取組を推進する。また、組織への定着化に向けては、平常時からの教育と実践的な訓練を定期的実施することにより、業務継続という組織風土の醸成、各部署への浸透を図る。

1.5 計画の適用及び解除

(1) 計画の適用要件

大規模な地震の発生により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

(2) 計画適用の権限者

市災害対策本部長（市長）（以下「市本部長」という。）が決定する。

なお、市本部長に事故があるとき、または市本部長が欠けたときは、横浜市災害対策本部条例の規定等による代理者である災害対策副本部長（副市長、危機管理監）（以下「市副本部長」という。）が決定する。

(3) 業務再開のめやす

本計画では業務再開の優先順位を示すため、めやすとして目標着手時期を設定している。

ただし、災害対応全般の中で、市（区）役所機能の復旧及び人的・物的財源の供給等により目標着手時期での着手が困難な場合は、優先度の高い業務の再開時期については、市本部長が決定する。

(4) 業務再開の考え方

ア 業務継続計画の適用については市全体の応急対策の中で判断するものであり、原則として業務継続計画に関する方針決定は市本部長が行う。

イ 業務再開の時期及び業務は、本計画に基づき、職員の出勤状況及び配置状況、業務の専門性、施設及びシステム等の状況、地域のニーズ、市の災害対応状況（72時間の延長又は短縮等）から総合的に判断して決定する。

ウ 業務再開の判断は、原則4日目以降、かつ目標着手時期を基準としつつ、必要に応じて随時行う。

エ 災害対応は全市職員の協力体制をもって行うことから、業務再開の時期及び業務は、原則として18区統一とする。

オ 本計画に想定する業務以外の通常業務の、1か月以降の再開については、被災状況や復旧状況などを勘案し判断する。

(5) 決定までの流れ

ア 業務再開方針（案）の作成

① 本部運営チームは、市域及び市役所機能等の被害状況、職員の配置状況及び区本部のニーズ等を把握して、業務再開に係る方針（案）を作成する。作成にあたり、市政運営に関する調整を行う総務チームと連携する。

② 市全般の業務遂行に関することであり、必要に応じ、連絡調整会議（構成：各局副局長又は総務課長、区副本部長又は総務課長）を開催して方針（案）を検討する。

イ 業務再開方針の決定

業務継続計画に係る対応方針は全庁的な意思決定であることから、アで作成した案に基づき、原則として本部会議で方針決定を行う。状況により、幹部会議で決定することがある。

ウ 業務再開方針の通知

① 業務の再開を決定した場合、本部運営チーム（統括・情報班）は、直ちにその旨を各局局長、各区本部長及び防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

② 各局局長及び各区本部長は、業務再開方針に基づき業務実施体制を速やかに確保する。

(6) 解除

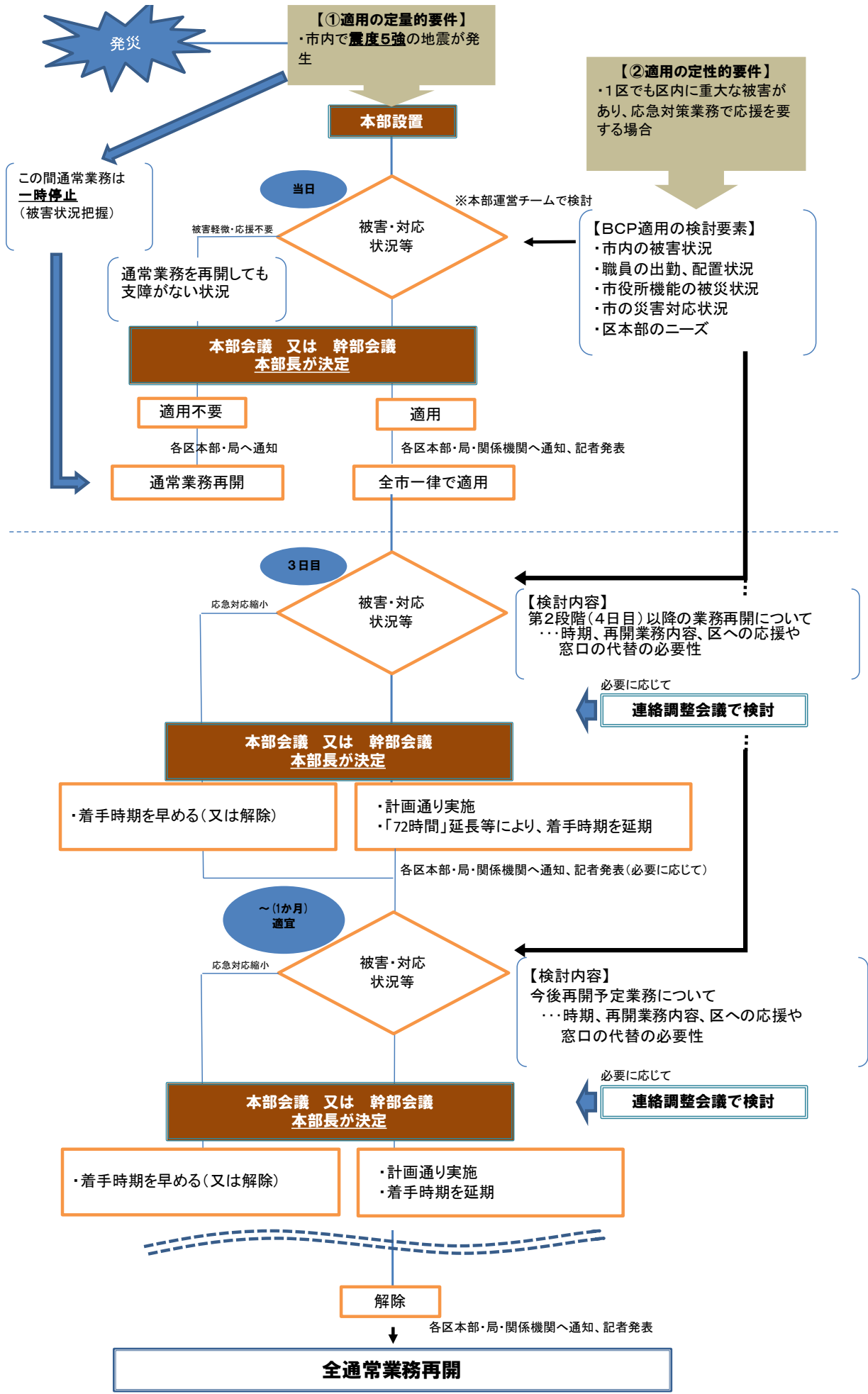
市本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、業務継続計画の解除を宣言する。

(7) 業務の担当

横浜市災害対策本部の本部運営チーム（統括・情報班）が業務継続計画に係る業務を担当し、対応方針（案）の作成、区局との調整、本部会議の開催等の事務を処理する。

なお、手続き等の詳細については、別途作成する事務マニュアルで定めるものとする。

【図表 3】 計画の適用及び解除の流れ



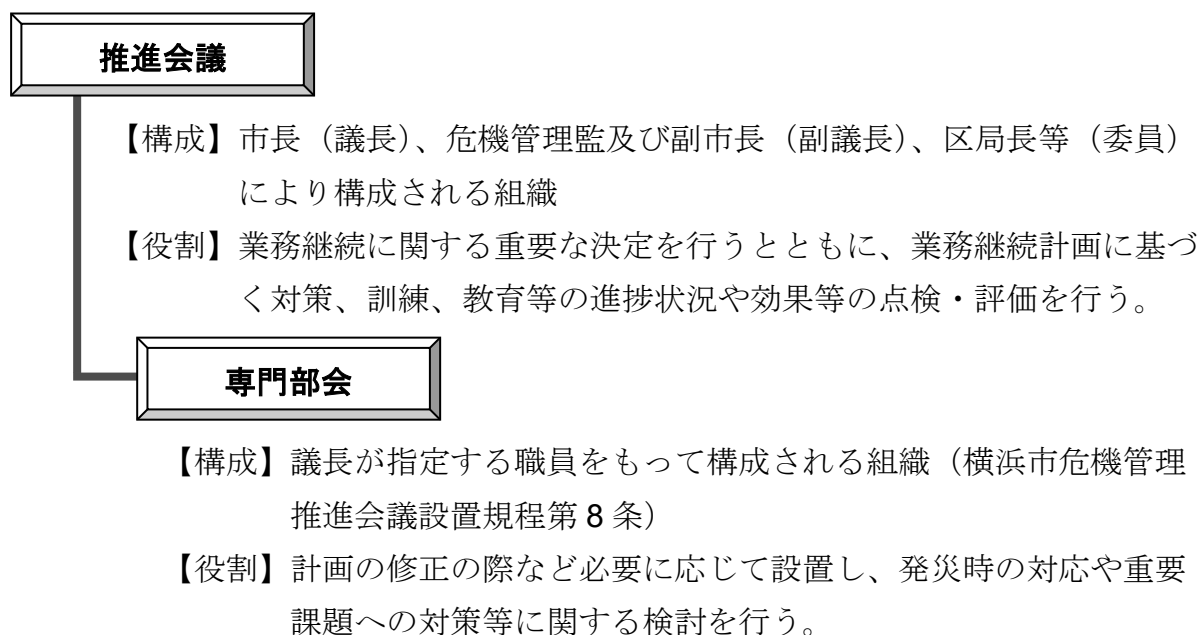
1.6 計画の運用

1.6.1 運用体制

業務継続の実現のためには、大規模地震の発生に伴う様々なリスクを想定し、平常時から準備に努めることが必要である。

本市では、危機管理の一層の充実と推進体制の強化を目的に設置した「横浜市危機管理推進会議」（以下「推進会議」という。）をトップとする全庁的な組織体制の下、PDCA サイクルⁱに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。

【図表 3】業務継続計画に対する危機管理推進会議の概要



1.6.2 組織への定着

業務継続力の向上にあっては、まず職員一人ひとりが自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが最も重要であることから、職員向けの説明会、YCANⁱⁱによる情報提供、E ラーニングⁱⁱⁱを活用した研修等、職員全員が業務継続を考えることができる環境を整備する。また、不測の事態に対する対応能力を身につけるためには、意識の向上とともに想定に基づく実践的な訓練が不可欠であることから、各区局は従来の防災訓練に業務継続計画の内容を加味した訓練を実施するなど、定着化に向けた取組を進めるものとする。

1.6.3 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力の下、一定の想定シナリオに沿って検討・策定したものであるため、今後、必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等に

ⁱ PDCA サイクル：「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」を順に実施し、継続的な業務改善活動を図る管理手法のこと。

ⁱⁱ YCAN：市民サービスの向上及び行政事務の簡素効率化を推進するために設置された横浜市行政情報ネットワーク（通称「Yokohama Communication Network」）の略称のこと。

ⁱⁱⁱ E ラーニング：パソコンやネットワークを利用し、時間や場所に制限されることなく受講できる学習システム。

よって得られた情報や知見等については、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。このため、業務継続計画の見直しについては必要に応じて行うこととし、また、修正については、防災計画との整合性という観点から、防災計画の修正に合わせ実施するものとする。

2.2 建物及び人的被害の想定

| 市域全体 | 建物被害（棟） | | 人的被害（人） | |
|------|--------------|--------|---------|----------|
| | 揺れによる 全半壊 | 焼失 | 死傷者 | 避難者（1日後） |
| 想定数 | 148,000 | 77,700 | 24,960 | 577,000 |

2.3 ライフラインへの被害の想定

| 市域全体 | 上水道 | 下水道 | 電信電話 | 電力 | ガス |
|------|----------------|--------------------------|----------------|----------------|--------------------|
| | 断水世帯数 （1日後） | 下水道流下 機能支障世帯 （1日後） | 不通世帯数 （1日後） | 停電世帯数 （1日後） | 供給停止 件数 （直後） |
| 被害量 | 399,000 | 72,900 | 54,100 | 266,000 | 1,160,000 |
| 支障率 | 約25%（※） | 約4.1% | 約3% | 約16% | |

※分母は、横浜市の世帯数を162万世帯とした。（25年7月1日時点）

2.4 都市基盤施設等への被害の想定

2.4.1 道路施設

| 区分 | 被害想定 |
|------|---|
| 一般道路 | <p>1 液状化等により道路が部分的に亀裂、陥没が想定される。 また、法肩の崩壊やがけ崩れによる道路の被害が想定される。</p> <p>2 市内の家屋が密集した地域の幅員15m以下の道路では、沿道の火災、建物の崩壊、落下物などにより通行困難となる。</p> |
| 高速道路 | <p>1 高架橋は、関東大震災クラスの地震を考慮して設計されており、また、阪神・淡路大震災以後耐震補強や落橋防止対策等を行っている。中南部を中心に軽微な被害が想定されるが、桁の落下等の致命的な被害はない。</p> <p>2 安全点検のために、入口が閉鎖され、通行止めとなる。</p> |
| 橋りょう | <p>本市管理の道路橋は、関東大震災クラスの地震を考慮して設計しており、また、阪神・淡路大震災以後耐震補強や落橋防止対策等を行っている。中南部を中心に被害が想定されるが、ひび割れ等の軽微な被害は発生しても、桁の落下等の致命的な被害はない。</p> |
| トンネル | <p>クラック等が発生することはあっても、通行に支障をきたすような被害はない。</p> |

2.4.2 港湾施設

| 区分 | 被害想定 |
|---------------------|--|
| 岸壁、護岸 | 耐震強化岸壁には被害がないが、その他の岸壁や護岸には滑動、破損や沈下が予想される。 |
| 荷役機械 | ガントリークレーンは、耐震強化岸壁上のものは被害がないが、それ以外は脱輪が多く発生する可能性がある。 |
| 埠頭用地 (荷さばき地、道路等) | 液状化が発生するおそれがあり、表面の復旧は容易であるが、接続する臨港道路の街路灯、マンホール、地中管路の復旧に日時を要する。 |
| 上屋等 | 建築物の柱や梁には亀裂を生じ、耐震性の低い建物では、破壊するものがある。 |
| 緑地等 | 液状化が発生するおそれがあり、表面の復旧は容易であるが、接続する臨港道路の街路灯、マンホール、地中管路の復旧に日時を要する。 |

2.4.3 河川施設

| 区分 | 被害想定 |
|----|--|
| 河川 | <ol style="list-style-type: none"> 1 中上流域に比べて河口部付近が液状化しやすく、境川水系を除く河川の河口部において、堤防の沈下や護岸の損傷などが予想される。 2 地震動は、市南部に位置する宮川水系、侍従川水系の大部分と境川水系、大岡川水系の一部で護岸の損傷などが予想される。 3 河川沿いの急傾斜地崩壊危険区域やがけ崩れ警戒区域で崩落が発生した場合は、河道閉鎖のおそれがある。 |

2.5 市役所機能に及ぼす被害の想定

2.5.1 施設関係

(1) 概要

本想定は、本市が所有する公共施設、ならびに本市が利用している民間ビルを対象に、不測の事態が生じた場合であっても、業務の継続性確保のためにあらかじめ代替手段を確保しておくとする施設を独自に設定したものである。

(2) 地震発生時の想定

ア 公共建築物

建築局の「横浜市が所有する公共建築物耐震性能リスト（平成 29 年 4 月更新）」において、補強の必要性があり、かつ耐震対策が未了の施設を「代替手段を確保しておく施設」として想定した。

イ 民間ビル

新耐震基準（1981 年 6 月施行）が適用される前の建築物で、かつ元禄型関東地

震において震度 6 強以上の揺れが予測される地域に所在する建築物のうち、代替手段を確保すべき施設を想定した。

【図表 6】 代替手段を確保しておく施設

| 種 別 | 区局名 | 施設名 (包含施設) |
|-------|-----|------------------------|
| 局関連施設 | 経済局 | 南部市場・管理棟(平成 30 年度解体予定) |
| 民間ビル | 総務局 | 関内駅前第二ビル |

(3) 津波発生時の想定

市職員の執務場所となる施設等のうち、避難対象区域（「神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域」、又は「河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において、浸水の可能性があるとした区域」）に所在するものについて、「津波浸水時の対策が必要と考えられる施設」として想定した。

【図表 7】 津波浸水時の対策が必要と考えられる施設

| 種 別 | 区局名 | 施設名 (包含施設) |
|-----------------|-------|--|
| 区役所 関連 施設 | 鶴見区 | 鶴見区総合庁舎 |
| | 神奈川区 | 神奈川区総合庁舎 |
| | 中区 | 中区総合庁舎、中土木事務所、錦保育園 |
| | 南区 | しろばら保育園 |
| | 磯子区 | 磯子土木事務所 |
| | 金沢区 | 金沢土木事務所、金沢さくら保育園、釜利谷保育園、並木保育園、並木第二保育園 |
| 局関連 施設 | 総務局 | 市庁舎 |
| | 経済局 | 職能開発総合センター、技能文化会館、本場、南部市場、食肉市場 |
| | 健康福祉局 | 中福祉授産所、南福祉授産所、本場食品衛生検査所、食肉衛生検査所、衛生研究所 |
| | 環境創造局 | 北部第二水再生センター、神奈川水再生センター、中部水再生センター、南部水再生センター、金沢水再生センター、北部汚泥資源化センター、南部汚泥資源化センター、平沼ポンプ場、楠ポンプ場、山下ポンプ場、磯子ポンプ場、磯子第二ポンプ場、金沢ポンプ場、六浦ポンプ場 |
| | 資源循環局 | 鶴見工場、金沢工場、南本牧廃棄物最終処分場（2B・5B）、車両課、鶴見事務所、神奈川事務所、西事務所、中事務所、南事務所、磯子事務所、磯子検認所、金沢事務所 |

| | | |
|------|-----|---|
| | 消防局 | 入船消防出張所、生麦消防出張所、大黒町消防出張所、鶴見水上消防出張所、浦島消防出張所、西消防署、中消防署、北方消防出張所、山下町消防出張所、磯子消防署、杉田消防出張所、幸浦消防出張所、六浦消防出張所 |
| | 交通局 | 地下鉄ブルーライン 横浜～蒔田間各駅 市営生麦住宅内（鶴見営業所）、鶴見営業所 車両工場、市営滝頭住宅内（滝頭営業所）、滝頭営業所 車両工場、市営磯子住宅内（磯子営業所） |
| | 水道局 | 本庁（山下町）、鶴見水道事務所 |
| 民間ビル | 総務局 | 横浜関内ビル、関内中央ビル、関内駅前第一ビル、関内駅前第二ビル、関内新井ビル、横浜関内ビル（住友生命横浜関内ビル）、松村ビル、松村ビル別館、テーオービル、横浜新関内ビル、JNビル、横浜メディア・ビジネスセンター、横浜朝日会館、KRCビルディング、横浜アイランドタワー |
| | 建築局 | JNビル、関内トーセイビルII |

2.5.2 ネットワーク及びライフライン関係

(1) 概要

本想定は、過去の調査結果や国等の事例から、ネットワーク及びライフラインは停止することを前提として、独自に設定したものである。

(2) 想定内容

次の項目について「復旧までに要する期間（要復旧期間）」を想定した。

【図表 8】 ネットワーク及びライフラインの復旧までに要する期間の想定

| 項目 | 要復旧期間 | 補足説明 |
|--------|-------|---|
| 情報システム | 6日 | YCAN や基幹ネットワークを利用するシステムが対象 |
| 電気 | 3日 | 官公署は優先的に送電。ただし、復旧後も計画停電による供給制限の可能性はある。 |
| ガス | 2か月 | 高圧・中圧導管等の重要設備については、製造供給に支障を与える被害を受けず、ガス供給を継続。低圧導管は被害の少ないエリアから順次供給を再開。社会的優先度の高い施設は、優先的に復旧。 |
| 上水道 | 4週間 | 完全復旧までは応急給水や応急復旧で対応 |
| 下水道 | ※ | ※道路で支障となったマンホールの除去を最優先。緊急を要する箇所や優先度の高い個所から順次着手、応急的な復旧が出来ない箇所は使用制限により対応 |
| 一般電話 | 3日 | 復旧までの間、受信は可、発信は輻輳状態が継続 |

2.6 職員の参集予測

2.6.1 概要

(1) 対象

「平成 21 年度動員計画」に属する区局の職員（約 17,500 名）を対象とした。よって、当該計画に含まれない消防局（消防本部）、水道局、交通局、病院経営局（現 医療局病院経営本部）、教育委員会事務局（教員）は対象外とした。

(2) 時間区分

当日（1 時間以内、3 時間以内、5 時間以内、24 時間以内）、翌日、3 日以内、1 週間以内、2 週間以内、1 か月以内、の 9 区分とした。

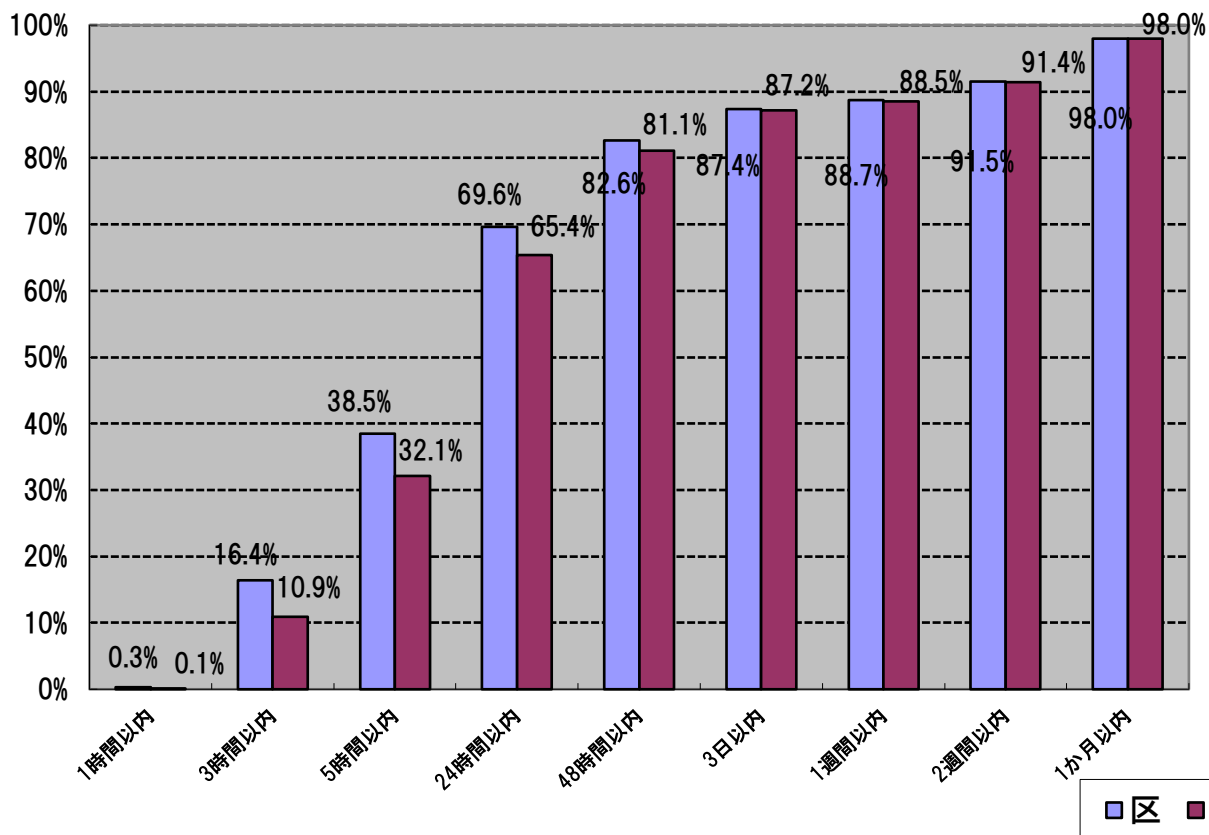
(3) 参集予測に用いた考え方

- ① 設定条件では、平日の午後 6 時に発災としているが、参集率がより低下する状況をあらかじめ想定しておくことが必要であることから、動員対象となる全職員が自宅から動員先まで、徒歩で参集するという条件で予測を行った。
- ② 各職員の自宅から動員先までの実経路（実距離）を算出し、この経路を徒歩で参集した場合に要した時間を参集時間とした。
- ③ 徒歩による 1 日の最大移動時間は 10 時間、同距離は 20km とした。
- ④ 自宅の被災状況によっては、直ちに参集に移れるわけではないため、自宅の震度に応じて参集を開始するまでに一定の時間を設けた。
- ⑤ 職員本人や家族の怪我等を考慮し、自宅の震度に応じて職員が即時参集できる割合を設定した。
- ⑥ 元禄型関東地震による市内人口及び想定される死者数・負傷者数（重傷者数含む）から、職員本人の死傷等によって 1 か月間参集ができなくなる割合を 2% と推測し、1 か月後の参集率は 98% と設定した。
- ⑦ 発災後 48 時間以内については、市内の全家屋のうち焼失・倒壊が想定される家屋の割合（約 26%）から、職員や家族の被災及び、参集途中で救助・救援活動に従事する割合を 26% とした。

2.6.2 参集予測

2.6.1 による考え方により予測した結果は、図表 9 のとおりである。

【図表 9】 区局全体の参集予測



※ 区への直近動員となっている局部署職員は、区に含めて算出。

※ 平成 21 年度動員計画をもとに算出した予測数値に、平成 24 年 10 月の新たな被害想定を反映した。

なお、ここで示す参集予測は、あくまで防災計画の職員配備・動員計画に基づき参集した場合を想定した目安である。早朝発災した阪神・淡路大震災の神戸市の例を取れば、発災当日の職員参集率は4割にとどまっていることから、参集した人員に応じて、応急対策業務及び本計画の業務を遂行していく体制づくりが求められる。

3 本市が実施する非常時優先業務

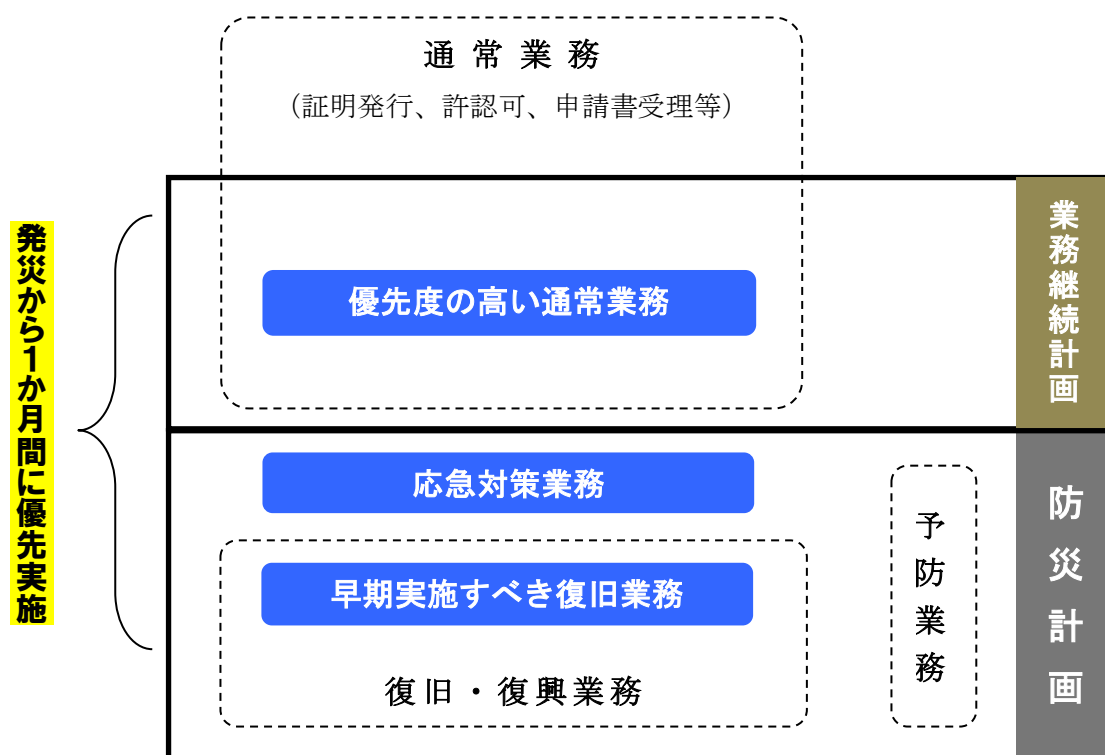
3.1 概要

(1) 定義

本市における非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「応急対策業務」、「早期実施すべき復旧業務」、「優先度の高い通常業務」の総称をいう。（「1.3 防災計画との関係（p.4）」参照）

この業務継続計画では、「優先度の高い通常業務」について規定する。

【図表 10】 非常時優先業務の範囲



(2) 「優先度の高い通常業務」の選定方法

1.4 業務継続計画の基本方針（p.5～6）に基づき、以下に示す方法によって「優先度の高い通常業務」の選定を行った。

- 通常業務の全業務について、1か月間業務を休止することに伴う市民生活への影響度を分析し、休止、または実施の判断を行った。
- このうち、休止に伴う影響が大きく、1か月内に実施すべきと判断した業務を「優先度の高い通常業務」として位置付けた。

【参考：市民生活への影響度を分析した際の5つの視点】

法定処理の期間・期日の遵守、市民の生命・身体の保護、個人の権利・資産の保護、事業者の保護、その他の保護・維持

(3) 目標の設定

優先度の高い通常業務には、その緊急性や重要性を考慮し、次の目標を設定した。

①目標着手時期（業務再開の優先順位）

目標着手時期（優先着手順位）を1～4で示し、市本部長が段階的に再開を判断する目安とする。

| | | |
|--------------------|---|----------|
| 目標着手時期 (優先着手順位) | 1 | 発災当日～3日目 |
| | 2 | 4日目 |
| | 3 | 5日目～10日目 |
| | 4 | 11日目～1か月 |

※着手時期の区分は防災計画の班業務に準じる。

※システムを利用した業務については、復旧状況を踏まえながら必要な業務を進める。

②目標実施水準

着手時期までに最低限実施（維持）すべき業務内容を示したものの。

| 通番 | 課 | 業務分類 | 業務名 | 目標着手時期 | | | | 目標実施水準 |
|----|---|------|-----|-------------------|-------------|-----------------------------|---------------------------------|--------|
| | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | | | | 発災 3 日 目 | 4 日 目 | 5 日 目 10 日 目 | 1 1 日 目 1 か 月 | |

(4) 選定結果

前述の方法により選定した本市の優先度の高い通常業務の全通常業務に対する割合は、区役所業務で**23%**、局業務で**37%**、市全体で**35%**である。

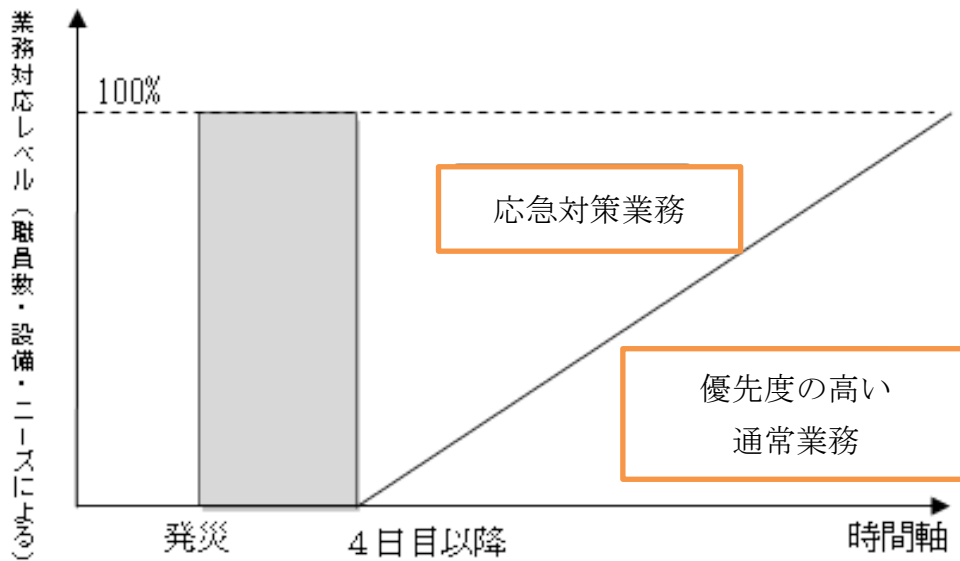
なお、全市版で記述する区役所の優先度の高い通常業務は、各区に共通する業務、担当課及び目標着手時期の標準例を示したものである。

【図表 11】市全体及び区・局における優先度の高い通常業務割合

| | 実施率（※） |
|-------|--------|
| 市全体 | 35% |
| 区役所業務 | 23% |
| 局業務 | 37% |

※ 実 施 率：全通常業務数に対する優先度の高い通常業務の割合

【図表 12】 発災後の業務量推移イメージ



(5) 業務遂行の前提となる業務

業務遂行の実施にあたっては、庁舎の被害状況を確認し、執務場所を確保することが必要であって、負傷者の応急手当、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行わなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休憩場所やトイレの確保、食料の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招く可能性がある。

よって、各部署、区局総務・庁舎管理担当課等は、これらの業務を遅滞なく実施するよう努めるものとする。

【図表 13】 担当と業務の例示

| 担 当 | 業 務 例 |
|------------------|--|
| 各部署が実施 | 負傷者の応急手当、来庁者の避難誘導、職員等の安否確認、執務室の整理、電話やパソコン等の作動確認 |
| 区局総務・庁舎管理担当課等が実施 | 庁舎内の設備やライフライン等の被害確認・補修手配、執務環境の確保（執務場所、会議室、休憩場所など）、職員用食料の調達 |

3.2 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

(1) 目標着手時期に関する基本的な考え方

横浜市防災計画【震災対策編】の中で、「発災後 72 時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分する」という考え方が示されている。

このことから、発災後 72 時間（3日間）までは、防災計画上の応急対策業務に人的及び物的資源を注力できるよう、原則として通常業務は実施しない。

また、本計画に定める目標着手時期は、被害状況等により前後することも想定される。

(2) 発災後 72 時間（3日間）以内にも取り組む業務

通常業務であっても、市民の身体・生命に重大な危険が考えられる、または集団的な発生により拡大の恐れがある事案については、発災後 72 時間（3日間）以内にも取り組むものとした。

【図表 14】 発災後 72 時間（3日間）以内にも取り組む業務

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|--|--|
| ① 発生時点で実施する業務 | 感染症等緊急対応 | 新型インフルエンザなど、健康危機が発生し（発災前からの継続事案含む）、感染等の拡大の恐れがある場合の対応 | 区福祉保健課 区生活衛生課 健康福祉局 |
| ② 応急対策業務の状況に応じて実施する業務（※） | 精神障害者の福祉・保健緊急対応 | 生命・身体に危険が考えられる事案が発生した場合の保護等 | 区高齢・障害支援課 健康福祉局 |
| | 高齢者（認知症、虐待等）福祉、児童虐待、DV緊急対応 | | 区高齢・障害支援課 区こども家庭支援課 健康福祉局 こども青少年局 |

（※）本市の被災状況、職員の配置状況、区本部のニーズ、災害対応状況などを基に、本部会議で市本部長が判断。

また、上記の表に記載した業務以外についても、緊急的または至急の対応が必要となる事案が発生した場合には、市本部長が必要と認めるものについては、応急対策業務と並行して取り組むこととする。

【例】市債の元利償還が発災から3日以内の間に予定されており、対応しない場合に本市の信用失墜など大きな損害発生が想定される内容であり、かつ手続きが可能な状況が整っている場合。

(3) 業務一覧

【別冊】

業務継続計画の適用は、区毎の被害の軽重に係わらず全市一律とし、市本部で業務の再開時期を統制することから、区役所の業務再開時期を統一した。

- ※ 一覧中、●は防災計画上の班業務と重複している業務を示した
- ※ 目標着手時期（優先着手順位）を1～4で示し、市本部長が段階的に再開を判断する目安とする

| | | |
|--------------------|---|----------|
| 目標着手時期 (優先着手順位) | 1 | 発災当日～3日目 |
| | 2 | 4日目 |
| | 3 | 5日目～10日目 |
| | 4 | 11日目～1か月 |

- ※ 着手時期の区分は防災計画の班業務に準じる
- ※ システムを利用した業務については、復旧状況を踏まえながら必要な業務を進める

4 優先度の高い通常業務を実施するための対応行動

地震の影響によって市役所機能が制限される状況において、優先度の高い通常業務を速やかに実施するためには、必要となる資源の現状と課題を理解した上で、現時点における最も効果的な方法によって資源を確保していくことが求められる。

本章では、2章で示した業務継続計画の想定シナリオや本市が直面するであろう様々な状況を踏まえ、必要資源の確保に向けた具体的な措置（対応策）を定めることとする。

4.1 人員体制

(1) 現状・課題

ア 災害対策本部の設置

市長は、次の場合は、防災計画で定める規定に基づき、直ちに市本部を設置する。

- ①大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。
- ②市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生した場合
- ③津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ④市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。

また、区長は、区本部を設置する。

イ 災害対策本部の組織・運営

市本部及び区本部の組織・運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」の定めるところによる。

ウ 職員の参集

本市職員は、地震配備体制が発令された時は、速やかにあらかじめ定められた場所に参集することとしているが、2.6.2 参集予測 (p. 17) で示したとおり、発災当日の3時間以内に参集可能な職員は区局ともに1~2割程度にとどまることから、時間外に発災した場合、初動対応時における人的資源は、極めて限定される可能性が高い。

エ 職員の配置

本市職員は、防災計画に定める任務分担に応じて、全力をもって応急対策業務に従事することとなるため、業務継続計画に定める業務については、最低限の人数をもってあたることや、配置そのものが困難であることも想定される。

また、指揮命令者や業務に必要な有資格者、業務に精通する職員等の参集が

遅れたり、区局によって参集人員に偏りが生じたりする状況も懸念される。

(2) 対応

ア 職員安否・参集確認システムの活用

本市では、平成 21 年度から携帯電話の E メール機能を活用した職員安否・参集確認システムを導入している。これにより、システムに登録している職員に関する安否情報及び動員見込み時間を迅速に把握することができる。

イ 職員の参集方法

本市職員は、自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、直ちに定められた動員先に参集する。その際は、バイクや自転車等、できる限り早期に動員先に到着するための有効な手段（自家用車を除く）を用いるものとする。

ウ 熟練職員及び有資格者の確保

優先度の高い通常業務には、業務経験を必要とするものがあるため、平時から研修や訓練を通じた人材育成を実施する。また、熟練職員や有資格者が不足する場合には、人事担当課を通じて、該当職員の応援について協議を行う。

エ 職務権限、事務決裁処理の特例

指揮命令者が何らかの事由により参集できない場合を想定し、横浜市災害対策本部条例等の規定や各区局のマニュアル等で代理順位を定めているところであるが、組織改編や人事異動に合わせて定期的な更新を行うよう徹底する。また、事務決裁処理については、横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和 47 年 8 月 28 日総文第 22 号）において定める特例により対応する。

オ 区本部への応援

区本部の要員が不足し、業務に支障が生じる恐れがあるときは、他の区本部や各部の職員を派遣することで対応する。

カ 区の通常業務の応援

優先度の高い通常業務の再開が全区に指示された場合でも、被害状況等により業務再開ができない区がある場合には、その区の業務を隣接区が可能な範囲で負担するよう努めるものとする。

4.2 庁舎及び庁舎設備

4.2.1 庁舎

(1) 現状・課題

本市の所有する公共建築物（4,729 棟）は、耐震補強等の対策を講じたものも含め、99%の建築物で耐震性能が確保されている状況にあるが、対策未了の施設については引き続き、施設が使用できない場合を想定した対応策や被害を最小限にとどめる耐震補強等の対策を進めていく必要がある。残りの施設についても、多くが今後対策を予定している（横浜市の所有する公共建築物耐震性能リスト、H29.4 月更新）。

(2) 対応

2.5 であらかじめ代替手段を確保しておくとした施設 (p.14) は、代替施設を確保して業務を継続・早期再開を図るものとする。

ア 地震関係

【図表 15】代替手段を確保しておく施設の対応一覧

| 区局名 | 施設名 (包含施設) | 施設名、対応内容等 |
|---------------|------------------------|--|
| 経済局 | 南部市場・管理棟(平成 30 年度解体予定) | 場内の安全で使用可能な建物を代替施設として業務継続 |
| 民間ビル (総務局) | 関内駅前第二ビル | 市庁舎及び周辺ビル (横浜関内ビル、関内中央ビル、関内駅前第一ビル、関内新井ビル、住友生命横浜関内ビル、松村ビル、松村ビル別館、横浜新関内ビル、JNビル、横浜メディア・ビジネスセンター、横浜朝日会館、KRCビルディング) のうち代替可能な部分を使用 |

※災害対策本部支援施設 (横浜メディアタワー統制室、市長公舎、横浜中央図書館、横浜市技能文化会館、横浜市研修センター、横浜スタジアム、都筑区役所)

イ 津波関係

「津波からの避難に関するガイドライン」においては、津波からの避難先の目安として、「①海拔 5 m 以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の 3 階以上」ということを記載している。避難対象区域に入らない施設を津波浸水時の代替施設に指定したり、浸水しない上層階に執務環境を整備しておくなど、津波による浸水が起きても業務が継続できるよう事前の対策が必要である。

2.5.1 で示した「津波浸水時の対策が必要な施設」において、対応を決めている施設は、次頁のとおりである。

【図表 16】津波浸水時の対策が必要な施設

| 区局名 | 施設名 (包含施設) | 施設名、対応内容等 |
|------|------------|---|
| 鶴見区 | 鶴見区総合庁舎 | ・止水版による防潮対策 ・浸水しない区域での代替施設の確保 |
| 神奈川区 | 神奈川区総合庁舎 | 屋外発電機の防潮対策を行うなど対策 |
| 中区 | 中区総合庁舎 | 中区総合庁舎が使用不能時は、NTT 横浜ビルを加賀町警察と共同で使用 (災害時協定有) |
| 磯子区 | 磯子土木事務所 | 磯子区総合庁舎 (浸水時の代替施設) |

| | | |
|-------|---|-----------------------------------|
| 金沢区 | 金沢土木事務所、金沢さくら保育園、釜利谷保育園、並木保育園、並木第二保育園 | 津波被害が想定されていない、同施設の2階以上を使用する。 |
| 健康福祉局 | 衛生研究所 | 代替施設の確保以外の方法 |
| 環境創造局 | 北部第二水再生センター、神奈川水再生センター、中部水再生センター、南部水再生センター、金沢水再生センター、北部汚泥資源化センター、南部汚泥資源化センター 平沼ポンプ場、楠ポンプ場、山下ポンプ場、磯子ポンプ場、磯子第二ポンプ場、金沢ポンプ場、六浦ポンプ場 | 電気設備等の浸水対策として、防水扉の設置又は電気設備の高所への移設 |
| 資源循環局 | 車両課 | 浸水しない区域で代替施設を確保 |
| 消防局 | 西消防署 | 浸水しない区域で代替施設を確保 |
| | 入船消防出張所、生麦消防出張所、大黒町消防出張所、鶴見水上消防出張所、浦島消防出張所、浅間町消防出張所、中消防署、北方消防出張所、山下町消防出張所、磯子消防署、杉田消防出張所、幸浦消防出張所、六浦消防出張所 | 代替施設の確保以外の方法 |
| 交通局 | 地下鉄ブルーライン 横浜～蒔田間各駅、市営生麦住宅内（鶴見営業所）、鶴見営業所 車両工場、市営滝頭住宅内（滝頭営業所）、滝頭営業所 車両工場、市営磯子住宅内（磯子営業所） | 代替施設の確保以外の方法 |
| 水道局 | 鶴見水道事務所 | 2階以上にて業務継続を実施 |

4.2.2 移動・運搬

(1) 現状・課題

本市の庁舎等に設置されているエレベーター及びエスカレーターは、原則として保守業者による点検を行い、施設管理者の許可があるまでは使用することはできない。また、エレベーターの閉じ込め事故が発生する可能性もあるため、仮に電気が復旧したとしても、使用できるまでには時間を要する可能性がある。

このほか、自動車やバイク、自転車等の移動・運搬手段は、業務上重要な資源

であるが、保管施設や機械式駐車場等の被災状況によっては、すぐに使用できない場合も想定される。

(2) 対応

余震や停電の恐れがある状況でエレベーター及びエスカレーターの使用を前提とすることは、安全面や業務継続を考える上で適切でないため、階段での移動を原則とする。よって、業務効率や市民への配慮を考慮すると、市民サービスのための臨時窓口は地上階近くに設置することが望ましく、設置場所等の変更についても状況に応じて柔軟に対応していく。

また、移動・運搬手段の確保については、他の庁舎・事務所等で使用している公用車を融通することや、職員が参集の際に利用したバイクや自転車等を緊急的に借用することなどの方法により対応する。ただし、これらの方法でも対応が困難な場合は、協定先に対して協力を要請する。

4.2.3 空調

(1) 現状・課題

庁舎等には、電気、都市ガス、灯油等を必要とする冷暖房（エアコン）、扇風機及びストーブが数多く設置されている。過去に発生した地震におけるライフラインの復旧状況からも、電力は比較的早い復旧が見込まれるが、都市ガスは復旧に相当な時間を要すると想定されることから、冷暖房（エアコン）、扇風機及びストーブは一時的、または長期にわたって使用できなくなる可能性がある。

(2) 対応

夏場については、うちわや扇子の利用、服装の軽装化など、冬場については、毛布や携帯カイロ等を備蓄するほか、協定先等から提供された物資等によって対応する。また、執務環境の悪化が職員の体調に及ぼす影響も考慮し、休憩場所の確保やローテーションにも十分に配慮する。

4.2.4 オフィス家具・備品類

(1) 現状・課題

本市の庁舎等で使用しているオフィス家具や事務機器類については、順次耐震対策を進めているところであるが、半数以上の施設において耐震対策が実施されていない状況である。個々にみると、キャビネット等のオフィス家具については転倒等がもたらす影響の大きさから比較的対策が進んでいるものの、パソコン、プリンタ、コピー機等事務機器への対策はやや遅れており、落下や損壊に伴って業務継続に影響が出ることが想定される。

(2) 対応

オフィス家具が転倒したり、執務室の備品類や事務機器等が散乱すると、負傷者が発生する可能性があるほか、執務スペースの確保のためかなりの時間を要してしまう。よって、これらの被害を最小限にとどめて非常時優先業務を速やか

に実施するため、次に示すような耐震対策を行う。

➤ パソコン、プリンタ、ファイルサーバ

耐震ジェルや防振マットなどにより落下・異動防止の対策を実施するほか、天井の落下や水漏れなどを想定し、衝撃や漏水に関しても可能な限り考慮する。重要なデータは定期的なバックアップを実施する。

➤ コピー機

キャスター付きの機器が多く、執務室の出入口を塞いでしまうことも想定されるため、ストッパーを設置するなどの固定措置を実施する。

➤ キャビネット

左右連結で壁面に設置し、壁か床に固定し、転倒しても出入口を塞がない位置に設置する。また、キャビネットの上に荷物を置かない、重量のあるものは下部に収納、上部に収納物を集中させない等の対応を行う。

4.3 通信設備

(1) 現状・課題

本市の情報受伝達体制は、一般電話回線や携帯電話（災害時優先電話を含む）のほか、本市所有の通信手段（防災行政用無線電話、衛星携帯電話、専用回線等）やアマチュア無線等本市の所有する以外の無線局等を活用することとしている。

しかし、災害時優先電話、防災行政用無線電話、衛星携帯電話は、回線・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等によりこれらの通信手段が使用できなくなる可能性がある。

(2) 対応

発災時には、一般回線は輻輳する可能性が高く、災害時優先電話、防災行政用無線電話、衛星携帯電話の重要性が高まるため、各区局では、機器の設置場所や所有する部署・台数等を把握しておき、状況に応じて最も適切な連絡手段を選択できるように対応する。そのほか、災害時でも比較的回線が確保しやすい携帯電話の E メール等の手段を用いて連絡手段の確保に努める。

4.4 情報システム

(1) 現状・課題

本市では、多くの情報システムが各事業、業務にとって欠くことができないものとなっており、システム障害の発生は、市民生活に大きな影響をあたえることになる。そのため、情報システムの所管部署は、発災によるシステム障害の発生に対して、あらかじめ対策を講じ、市民生活への影響を最小限にとどめることが求められる。

これまで、「大規模災害に対するシステムの安全対策ガイドライン」（平成 24 年 1 月策定 総務局 IT 活用推進課(現 行政・情報マネジメント課))を策定し基本的な考え方を整理し、情報システムの所管部署は、各事業、業務の事業継続に

関するマニュアル等とこのガイドラインに基づき、発災時における情報システムの安全対策に取り組んできた。

今後は、事業、業務や組織が変化していく中で、策定した対策の有効性を継続的に確保していくことと、新たな情報システムの導入時に発災時の対策を確実に検討、実施していくことが必要である。

なお、本市の情報システムにおいて最も重要性の高いシステム類を所管する総務局住民情報システム課については、非常時優先業務の実施・継続を行う基盤を確保するべく独自の業務継続計画を平成 23 年 2 月に策定し、その後の東日本大震災や社会情勢の変化などによる適時の見直しを行い、大規模地震への対応力の強化を図った。

(2) 対応

情報システムの所管部署は、安全対策の実効性確保に向けて、リカバリ手順の確認や訓練等を定期的に行い、対策内容の改善と職員の習熟度向上を図るものとする。

また、総務局行政・情報マネジメント課は、庁内のシステムの状況を一元的に把握できるシステム管理システム（平成 29 年度稼働）を活用し、安全対策や運用継続性の不備を早期に把握し、改善に向けた支援、指導を行っていく。

4.5 インフラ関係

4.5.1 電力

(1) 現状・課題

本市では、市区庁舎、消防署、病院などの重要拠点は、地震による電力の途絶に備え、電気が復旧されるまでの間の応急活動に支障が生じないように、必要な機能を維持するための非常用発電装置を整備することとしており、平成 21 年度時点での設置率は約 9 割となっている。

また、電気線の復旧後も、発電所の供給力不足による計画停電等の供給制限が長期にわたることも予想され、業務によって執務可能な時間帯の制限が発生する可能性がある。

(2) 対応

非常用発電装置を設置している施設では、電力が供給されるコンセントを外観から識別できるように区別し（赤色のコンセント等）、必要機器を確実に接続しておく。また、非常用発電装置の作動に必要な燃料を確保するとともに、発災直後からその後の計画停電等による供給制限期間も含めて、いつでも協定先に対して協力要請ができる連絡体制を整備、必要な燃料供給量および燃料輸送手段の確保を要請しておくこととする。自立運転機能付きの太陽光発電設備や蓄電池を設置している施設では、円滑かつ安全に作動するよう、平常時から作動方法を確認しておく。

一方、非常用発電装置が設置されていない施設においては、商用電源の復旧ま

で待たなければならないことから、該当する部署では、通常の照明や事務機器等が使用できない状況において業務を実施することを想定し、懐中電灯等の照明器具や発電機のリースなどによる代替手段で業務継続を図るほか、計画停電による電力の供給制限に対する業務対応も検討する。

4.5.2 上水道

(1) 現状・課題

上水道が停止すると、各施設においては飲料水及び生活水の確保が困難な状況になるため、備蓄の飲料水や応急給水等の代替手段のほか、あらかじめ非常用水を貯水しておくことが有効な手段と考えられる。

しかし、貯水タンクの新規設置やタンク容量の増量などの施設整備、用途制限などの取り扱いについては各施設に委ねているのが現状であり、重要拠点における平成21年度時点での貯水設備設置率は6割強にとどまっている。

(2) 対応

上水道が使用できない場合には、原則備蓄している飲料水によって対応する。ただし、貯水設備内に上水が存在するなど、市庁舎設備が使用できる場合は、管理課の指示の下で活用する。また、区局によって備蓄量や貯水設備等の状況が異なることから、不足が見込まれる区局に対して備蓄品を融通するなど臨機応変な対応・支援を行う。

4.5.3 下水道（トイレ）

(1) 現状・課題

上・下水道設備の被災により、日常使用している水洗トイレの使用は困難となるため、仮設トイレやトイレパック等を使用する必要がある。トイレパックは、食料や飲料水と同様、各区局で備蓄を進めてきているが、区局ごとに備蓄量が大きく異なっているほか、全く備蓄していない区局もある。

(2) 対応

下水道設備が破損した状態であっては、上水道が復旧したとしても水洗トイレを使用することはできない。よって、施設管理者による復旧確認ができるまでの間は、原則として水洗トイレの使用を禁止する。一方、水洗トイレの使用禁止に伴う代替手段については、原則としてトイレパックを利用することとする。ただし、備蓄量に偏りがあることから、他の備蓄品と同様、不足が見込まれる区局と備蓄品を融通するなど臨機応変な対応・支援が必要となる。

4.6 備蓄

4.6.1 食料・飲料水、生活用品、消耗品等

(1) 現状・課題

本市では、職場や被災現地において継続的に応急対策に従事することから、過酷な業務を考慮し、体力の消耗を補うための食料等の備蓄をしている。

(2) 対応

発災時には、原則として備蓄品により対応する。ただし、備蓄量に偏りがあることから、不足が見込まれる区局へは、備蓄品を融通するなど臨機応変な対応、支援が必要となる。

4.6.2 燃料

(1) 現状・課題

現在、非常用発電装置を設置している施設では、作動に必要な燃料の備蓄が行われているところだが、備蓄量が限られている。また震災時には非常用発電装置以外についても燃料が必要となる場合も想定される。民間業者等の協定において燃料供給などを受ける場合においても、供給量そのものの不足などが考えられる。

実際に東日本大震災では、給油所等の被災や被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶等からの手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵など、平常とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書き⁵に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われている。

(2) 対応

引き続き、非常用発電装置用の燃料備蓄に安定的に取り組んでいく。

加えて、平成25年10月に消防庁が「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について」の中で示しているように、震災時に指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが必要となるかどうか、またその場合の実施計画の策定などについて、平時から検討を進めていく。

⁵第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクを含む。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でもこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

5 業務継続力向上のための中・長期的な対策

4章では、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保に向けた具体的な措置（対応策）について列挙したが、業務継続力を向上させていくためには、対応策の実効性を高めていく一方で、業務の実施と復旧の妨げとなる要因（課題）を特定し、課題の根本的な解決を図っていくことが重要である。

本章では、対応策の継続的な改善と業務の実施と復旧の妨げとなる要因（課題）の解消を目的に、中・長期的に取り組むべき対策について定めることとする。

5.1 人員体制

(1) 研修・訓練の実施

発災時における職員の安否及び参集確認を速やかに行うため、職員安否・参集確認システムの操作方法の研修や伝達訓練等を実施するほか、システムへの登録率の向上を図る。また、各部署においては、優先度の高い通常業務にあたる職員が参集できなくなることも想定し、定期的な訓練や研修を通じて、業務知識の共有化等を図る。

(2) 参集への意識向上

各職員は、定期的な参集訓練のほか、日常的に動員先までの参集経路の確認や経路上の危険箇所を把握しておくとともに、家族で災害時における対応を決めておくなど、不測の事態であっても速やかに参集できるよう努めるものとする。

(3) 職員配置のバランス確保

各区役所は、当該区における応急対策の中心として、また、市民生活に密着した行政サービスを提供する場所として、速やかに業務を実施（継続・早期復旧）する必要がある。地震による被害の規模が大きく、応急対策に多くの人員を要する区にあつては、被害が比較的軽微であった他の区本部や各部からの職員派遣によって対応することとなるが、平常時であっても、業務継続計画を改訂する段階で区局における配備・動員計画のバランスを検討するものとする。

(4) 外部との連携強化

業務の実施にあたり、有資格者や業務経験者が必要な部署にあつては、関係団体や外部組織との連携を強化して人員の確保を図る。また、被災者の救援を目的とした自衛隊、警察、消防等の救助機関の受け入れを円滑に行うため、震災時の受援体制を整備する。

5.2 庁舎及び庁舎設備

5.2.1 庁舎

(1) 耐震対策の実施

耐震性能が確保されていない公共建築物は、横浜市公共建築物耐震対策事業計

画に基づき、耐震対策を推進する。特に、代替手段を確保して業務継続・早期復旧を図る施設にあつては、実施レベルの大幅な向上を図るため、速やかに耐震対策が実施できるよう検討する。

【図表 17】耐震対策の予定

| 区局名 | 施設名（包含施設名） | 耐震対策の予定 |
|-----|------------|--------------|
| 経済局 | 南部市場・管理棟 | 平成 30 年度解体予定 |

(2) 代替施設の設備拡充

耐震対策の完了までは代替施設での対応となるため、無線機器や必要物品を整備するなど設備を拡充し、代替施設としての機能強化を図る。

(3) 新市庁舎の整備

本市では、現市庁舎の老朽化や執務室の分散化等の課題を解決し、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、新市庁舎を整備する。新市庁舎は高い耐震性能を備えるため、本市の業務継続力を高める効果が期待できる。

5.2.2 移動・運搬

(1) 業務の実施場所

エレベーター及びエスカレーターが使用できず、階段での移動を余儀なくされる状況にあつては、業務効率や市民への配慮を考慮し、市民サービスのための臨時窓口は地上階近くに設置することが望ましいため、平時から設置場所等に関する検討を行っておく。

(2) 設備等への対策

エレベーターやエスカレーターは建替計画等との整合を図りながら耐震性を確保する。また、発災時における技術者派遣等について、保守事業者と協議し、必要に応じて協定を締結する。

5.2.3 オフィス家具・備品類

(1) 耐震対策の推進

オフィス家具・備品類の耐震対策がなされていない場合、執務室内の散乱により業務の開始・実施に影響が出るほか、執務している職員や来庁者が負傷する危険性がある。そのため、固定化の措置がされていないものは、順次対策を進め、固定が困難なものに対しては配置場所を工夫する。また、破損すると危険が伴う窓ガラスについても、飛散防止フィルム等による対策を実施する。

(2) 意識啓発

執務室内の耐震対策については、各区局における主体的な取組であるのと同時に、職員一人ひとりの意識啓発が重要であることから、執務室における減災活動を全庁的な取組として推進する。

5.3 通信設備

(1) 通信手段の充実

被災情報や職員の安否・参集状況等の正確な収集・伝達と迅速な救助・救援活動への備えとして、大規模地震発生時における有効な非常用通信手段である防災行政用無線電話のデジタル化を推進する。

また、本市が所有・契約している携帯電話（災害時優先電話を含む）や衛星携帯電話を補完する措置として、災害時における携帯電話等の貸与について、通信事業者と協議し、必要に応じて協定を締結する。

(2) 情報受伝達訓練による対応力の向上

地震による被害によっては、整備している通信手段が使用できなくなる状況や代替施設への移転を余儀なくされる事態も想定されることから、複数の通信手段を用いる訓練や代替施設を使用した訓練など、様々な場面を想定した情報受伝達訓練を実施する。

5.4 情報システム

(1) 重要情報の保護と地震対策

情報システムで扱う重要情報は、一旦被害を受けると復旧に長期間を要するほか、最悪の場合、データを失う可能性もある。重要情報を保護するため、地震や停電への対策としてデータセンターの活用を推進するほか、適切なバックアップの方法や保管場所などの選定を徹底する。また、本市の情報システムは、大半がネットワーク環境で利用していることから、今後も無線回線の併用を含めたネットワークの冗長化や仮想化技術等を活用した最適化を図るとともに、情報関連機器の固定化等の地震対策を推進する。

(2) 外部事業者との関係強化

外部事業者と連携して情報システムを速やかに復旧させるため、連絡体制の確立、復旧作業の合同訓練の実施などを通じて関係の強化を図るほか、必要に応じて契約事項の見直しや災害時の新たな取り決めの締結等を検討する。

(3) 職員のスキルアップ

情報システムの復旧には高度な専門知識を要するが、本市職員のみでも一定の対応を可能とするために、情報システムの所管部署は、リカバリ手順の確認や訓練等を定期的に行い、対策内容の改善と職員の習熟度向上を図るものとする。また、ICTに関する内部研修や民間企業等が行うセミナーや研修に参加することで専門的な知識の向上を図ります。

5.5 インフラ関係

5.5.1 電力

(1) 非常用発電装置の整備・強化

今後も、重要拠点を中心に非常用発電装置の整備・強化を図る。また、重要度

の高い情報機器については、停電による異常停止、データの損失、ハードディスクの破損等を防止するため、安全に情報機器を停止するための無停電電源装置（UPS）の導入を一層進めていく。

(2) 燃料の確保

停電が長期化する可能性を考慮し、燃料備蓄の充実を図るとともに、燃料の供給に関する協定先との連携により非常用発電装置の機能確保を図る。

5.5.2 上水道

(1) 水道施設の耐震対策の推進

既存施設のうち、構造物ごとに定めた耐震診断を行い、耐震性が確保されていない施設は計画的に補強・改築を実施する。また、導水施設や送・配水施設は老朽化や腐食化等の調査を実施し、必要に応じて取替等の対策を実施する。

(2) 非常用水の取扱方法の整理

発災時において有効な資源として活用することができる非常用水の設備を有する施設では、使用方法、使用量、用途等について検討し、災害時の取扱方法を整理しておくこととする。

5.5.3 下水道（トイレ）

(1) 下水道施設の耐震対策の推進

本市では、横浜市下水道計画指針（2010年版）において、重要施設の耐震化及び被災時対応に向けた対策を進めることを定めている。水再生センター・ポンプ場等の簡易処理や消毒等の基本的な水処理機能、汚水や雨水の排除等の揚水機能の確保、応急復旧対策、必要な機材の備蓄等を実施する。また、交通機能の確保のため緊急輸送路と軌道下の耐震化を図るほか、地域防災拠点等の速やかな汚水排除を目指し、重要施設に通じる管路施設、水処理・汚泥処理施設に対して、優先的に耐震対策を講じる。地域防災拠点のほか市・区庁舎と市関連の災害拠点病院については順次、液状化区域内から災害時下水直結式仮設トイレを整備する。

(2) 備蓄品の充実

本市職員用の備蓄品として、トイレパックの備蓄の充実を図る。

5.6 備蓄

5.6.1 食料・飲料水、生活用品、消耗品等

(1) 備蓄品の充実

本市職員用の備蓄品として、食料・飲料水や生活用品等の備蓄の充実を図る。また、定期的な棚卸し等により備蓄の現状を把握する。

(2) 庁舎内施設との協力

食料・飲料水や備蓄品だけでは補えない生活用品等の確保に向け、庁舎内の売店やレストラン、自動販売機の設置業者等と発災時における商品等の提供や早期

の営業再開などについて協議し、必要に応じて協定の締結等の取組を推進する。

5.6.2 燃料

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに関する検討と実施計画の策定

震災時に指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが生じる想定のもと、取扱い場所や保有空地の確保など安全対策を検討し、実施計画の策定を進める。

(2) 仮貯蔵・仮取扱いに関する事前協議

仮貯蔵・仮取扱いが行われる場所を管轄する消防署と、事前に実施計画について協議し合意形成を図る。また、発災直後には時間的猶予が無いことや通信機能に混乱が生じる場合も考えられるほか、1回の承認期間が10日以内であることなどから、手続きの簡素化や繰返しの承認の手続きなどについても、あらかじめ所管の消防署と調整を行っておく必要がある。

5.7 外部事業者

(1) 外部事業者との連絡体制の確立

本市の業務は、物品の供給や役務の提供などの面で外部事業者に依存している業務が数多く、それら外部事業者の事業が継続されない場合には、本市の業務も継続できなくなる可能性が高い。

よって、外部事業者に対する依存度が高く、代替手段の確保が困難な業務については、災害時における対応について当該事業者とあらかじめ確認・協議を行っておくとともに、双方の連絡体制を確立しておくこととする。また、電話、携帯電話以外にも、電子メールなど多様な手段を確保しておくことが望ましい。

(2) 事業継続計画の策定支援

本市の業務継続の実現、また、市民生活の安定と本市経済の活力維持を目的として、市内の事業者、本市の業務に関わる事業者及び協定を締結している事業者を主な対象とする事業継続計画の策定支援を行う。現在、中小製造業に対する支援を行っているが、今後は業務の実施に大きく関わる外部事業者の規模・業種・業態等が幅広い範囲にわたっていることに留意し、事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

横浜市業務継続計画（BCP）【地震編】
－平成 29 年度修正版－

発行・編集：横浜市総務局危機管理室

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10